

野迫川村新地方公会計制度導入支援業務委託
に係るプロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（総財第14号 平成27年1月23日）等を受け、総務省から示された「統一的な基準」による貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書（以下、「財務書類」という）の作成と分析、ならびにその補助簿として必要な固定資産台帳の整備及びシステム導入を通じて、本村職員が財務書類及び固定資産台帳を活用できるノウハウを習得することを目的とする。

なお本村は、財務書類を作成することはもとより、作成作業を通じて本村全体の資産債務を把握し、財政運営に生かしていくこと、また、財務書類を活用し、よりわかりやすく本村の財政状況を住民に情報公開することを主眼としている。

2 委託業務概要

- | | |
|-----------|---------------------------|
| (1) 業務名 | 野迫川村新地方公会計制度導入支援業務 |
| (2) 業務内容 | 別紙1「業務委託仕様書」による。 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から平成30年3月31日まで |
| (4) 委託限度額 | 12,455,100円（消費税及び地方消費税含む） |
- なお、この金額は契約金額の限度額を示すものであり、本村がこの金額で契約することを約束するものではない。

3 プロポーザル実施に係る日程

- | | |
|--------------|---------------|
| (1) 質問の締切 | 平成29年7月18日（火） |
| (2) 質問の回答予定日 | 平成29年7月20日（木） |
| (3) 参加申込受付締切 | 平成29年7月21日（金） |
| (4) 提案書受付締切 | 平成29年7月25日（火） |
| (6) 結果通知予定日 | 平成29年7月下旬 |

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とし、本村がその資格を認めたものとする。

- (1) 必要に応じて早急な訪問対応が可能な法人であること。
- (2) 本業務を遂行するために必要とされる公会計・固定資産台帳の専門的知識と経験を有する人材を本村に2名以上派遣することができ、主体的に委託業務を実施することとし、本村が要請する場合のほか、必要に応じて業務遂行のための調整及び検討を効率的かつ効果的に行うことが可能であること。

- (3) 本業務と同種(固定資産台帳整備支援・財務書類作成支援業務)の会社実績を有すること。
- (4) 自社の固定資産台帳管理システム・財務書類作成支援システムの導入実績を有すること。
- (5) 奈良県及び奈良県内自治体において指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。
- (9) 公租公課を滞納していないこと。
- (10) 公序良俗に反する利用を行う者でないこと。

5 質問及び回答

(1) 質問書の提出

質問については様式第4号「質問書」の提出をもって行うこと。なお、口頭での質問は一切受け付けない。

①提出期限：平成29年7月18日(火)午後5時

②提出方法：後記12あて電子メール若しくはFAXで提出することとし、提出後、その旨電話で確認を行うこと。

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は野迫川村のウェブサイト公開する。なお、回答に際し質問者名は公表しないこととし、質問に対する回答は、本業務に関連する資料に対する追加および修正とみなす。

6 参加申込・辞退届の提出

(1) 提出書類

① 様式第1号「プロポーザル参加意向申出書」

② 様式第2号「参加資格に関する申立書」

(2) 提出方法：後記12あて持参又は郵送すること。郵送する場合は事前にその旨連絡すること。

(3) 提出期限：平成29年7月21日(金)午後5時

(4) 参加の辞退

「参加申込届」を提出した後に参加を辞退する場合は、様式第8号「参加辞退届」を提出すること。

7 提案書の提出

別紙1「業務委託仕様書」および別紙2「提案書等作成要領」に基づき、平成29年7月25日（火）午後5時まで（土・日・祝日を除く）に、後記12あて持参又は郵送すること。郵送する場合は事前にその旨連絡すること。

8 選考方式

提案書による書類審査選定を行い、必要な場合さらにデモンストレーション及びプレゼンテーションを実施し、提案の内容を総合的に評価し最も優れた提案をした1社を優先交渉事業者とする。なお、書類審査選定の際に疑義が生じた場合は、別途提案者に対し確認を行うことがある。

9 デモンストレーション及びプレゼンテーションを行う場合

前記8によりデモンストレーション及びプレゼンテーションを実施する場合は、別途プレゼンテーション等の日程及び要領について通知するものとする。

10 審査方法及び評価基準

- (1) 本提案の審査については、本村職員で構成する選定委員会が行い、優先交渉事業者を選定する。
- (2) 選定委員は、別紙3「野迫川村新地方公会計制度導入支援業務委託評価要領」に基づいて審査を行い、優先交渉事業者を選定する。
- (3) 選定結果は、決定後速やかに本事業の全提案者に通知する。

11 その他の事項

- (1) 提案書の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたときは、失格とする。
- (2) 提出された書類は、本件の審査以外には使用しない。
- (3) 参加申込・辞退届及び提案書は返却しない。
- (4) 参加申込・辞退届及び提案書は、提出後の差し替え及び再提出は認めない。

12 所管課

〒648-0392 奈良県吉野郡野迫川村大字北股84番地
野迫川村 総務課（担当：吉武）
電話/0747(37)2101 F A X/0747(37)2107
メール/ soumuka1@vill.nosegawa.nara.jp